

	資料提供
	令和4年12月26日
担当課 (担当者)	高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部 畜産課（田中、寺坂）
電話	0857-26-7285

鳥取市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域の解除

鳥取市で確認された高病原性鳥インフルエンザについては、本日で発生農場の防疫措置が完了した12月5日（月）から21日目となります。

これを踏まえ、農林水産省と協議の結果、12月27日（火）午前0時をもって、移動制限区域（半径3km以内）を解除することとし、併せて消毒ポイントの廃止を行います。

記

1 移動制限区域の解除

解除時期：12月27日（火）午前0時

区域内の家きん農場：なし

2 消毒ポイントの廃止

移動制限区域の解除に伴い、現在運営している消毒ポイント1か所（山陰道 鳥取市良田 良田チェーン脱着場）を廃止します。

3 防疫措置の経過

(1) 殺処分：12月3日（土）午後1時25分終了

(2) 汚染物品の処理、鶏舎等の消毒：12月5日（月）午後5時終了 [防疫措置終了]

(3) 殺処分鶏の焼却：12月14日（水）午前7時40分終了

(4) 搬出制限区域の解除：12月16日（金）午前0時

(5) 移動制限区域の解除：12月27日（火）午前0時

4 県体制

移動制限区域の解除に伴い、11月30日（水）に設置した高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部は解散します。

5 防疫対策強化の徹底について

国内で高病原性鳥インフルエンザが頻発している状況を踏まえ、警戒体制を継続し、県内養鶏場に対して消毒の徹底、人や車両の立入制限、野生動物の侵入防止対策の再確認、異状発生時の早期通報の徹底について引き続き指導を行います。

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。